

正しい番号が記入されていますか。

廃校の場合、「3」を記入します。

公立学校のみ記入します。「負担法による者」とは、都道府県費負担に係る都道府県立学校の職員及び市町村立学校職員給与負担法（指定都市においては義務教育費国庫負担法）による職員をいいます。

各欄の区分については以下の者を記入します。
・事務職員：地方自治法第172条に規定する者で主事、事務主事等の名称で発令されている者。又は、主事補、事務主事補、事務補佐員、事務補助員等の名称で発令されている者。
・学校図書館事務職員：学校図書館専任の職員。
・看護職員（看護師等）：看護師（准看護師含む）、保健師など看護をつかさどる職員。
・学校栄養職員：学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員。（学校給食法第7条）
・学校給食調理従事員：「学校栄養職員」以外の学校給食の調理に従事する者。
・用務員：学校の環境の整備その他の用務に従事する者。
・警備員・その他：学校警備員、寄宿舎指導員、ポイラー技師、実習補佐員、その他の職員。

正規の手続を行った学校のみ記入します。
実態として、小中一貫教育又は中高一貫教育を行っていても、正規の手続を経ていない学校は記入の必要はありません。

学校調査票 (中学校)
平成 年度 学校 基本 調査
(様式第3号)
1 学校の所在地: 東京都千代田区霞が関 〇-〇-〇
2 (フリガナ) 学校名: 文部科学 中学校 分校
3 設置者別: 11 国立
4 本校分校別: 1 本校
5 へき地等学校指定の有無: 1 指定なし
6 小中一貫教育の実施形態: 1 施設一体型
7 中高一貫教育の実施形態: 1 併設型
8 教員数: 1 校長, 2 副校長, 3 主任教諭, 4 教諭, 5 指導教諭, 6 養護教諭, 7 栄養教諭, 8 特別支援学級担当教員, 9 専任教諭, 10 非常勤講師, 11 兼務者, 12 職員, 13 事務職員, 14 学調員, 15 警備員, 16 その他
9 職員数 (本務者のみ): 1 校長, 2 副校長, 3 主任教諭, 4 教諭, 5 指導教諭, 6 養護教諭, 7 栄養教諭, 8 特別支援学級担当教員, 9 専任教諭, 10 非常勤講師, 11 兼務者, 12 職員, 13 事務職員, 14 学調員, 15 警備員, 16 その他

16 学年別学級別生徒数
Table with columns for 学年 (1st to 15th), 学級数, and 生徒数. Total counts for 小計, 複式学級, and 特別支援学級 are shown at the bottom.

私立中学校等で学校教育上の職名を用いていない場合、下記により職務内容で判断してください。
・副校長：校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
・教頭：校長及び副校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。
・主任教諭：校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
・指導教諭：生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、保育の改善充実のために必要な指導を行う。
・教諭：生徒の教育をつかさどる。
・助教諭：教諭の職務を助ける。
・看護教諭：看護の職務をつかさどる。
・養護助教諭：養護教諭の職務を助ける。
・栄養教諭：生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。
・講師：教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。

本務者には休職者、産休者及び育児休業者並びに産休代替者及び育児休業代替者を含めます。ただし、兼務者にはこれらの者は含まれません。

校長が0名あるいは2名の場合は、調査票欄外に理由を簡潔に記入してください。(例校長休職中のため等)
なお、校長が2名(いずれも本務者)の場合は、「10」欄及び「13」欄に該当がないか必ず確認してください。

国立大学の附属学校において、大学の教授職を本務とし、校長を兼務している場合には、「兼務者」として扱います。

私立中学校等で本項目の職名を用いていない場合、下記により職務内容で判断してください。
・教務主任：校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
・学年主任：校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
・保健主事：校長の監督を受け、中学校における保健に関する事項の管理に当たる。
・生徒指導主事：校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
・連絡指導主事：校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の連絡の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
・司書教諭：学校図書館法第5条の規定による司書教諭の資格を有している者で、学校図書館の専門的職務に従事する者として発令を受けている教員。
・舎監：校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における生徒の教育に当たる。

Table for staff counts (8 教員数, 9 職員数) with columns for various roles like 校長, 副校長, 主任教諭, etc.

Table for staff counts (10-15) including 休職等教員数, 教務主任等, 特別支援学級担当教員, 産休代替教員, 私費負担の職員数, 学校医等の数.

Table for student numbers (17-19) including 帰国生徒数, 外国人生徒数, 二部授業の学級数・生徒数・教員数.

私立中学校等で本項目の職名を用いていない場合、下記により職務内容で判断してください。
・教務主任：校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
・学年主任：校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
・保健主事：校長の監督を受け、中学校における保健に関する事項の管理に当たる。
・生徒指導主事：校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
・連絡指導主事：校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の連絡の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
・司書教諭：学校図書館法第5条の規定による司書教諭の資格を有している者で、学校図書館の専門的職務に従事する者として発令を受けている教員。
・舎監：校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における生徒の教育に当たる。

育児休業教員≧育児休業代替教員となっていますか。
なお、育児休業教員1名に対し、代替教員(本務者に限る)を2名配置している場合等はこの限りではありませんが、その旨を調査票欄外に簡潔に記入してください。

学校教育法施行令第25条第1項第5号による届け出により認められた二部授業を行う学校で公立のみ対象です。
公民館等の社会教育施設等で開設しているいわゆる自主夜間中学校は除きます。

留学者：国内又は外国の大学及び教育研究所へ研修のため6ヶ月以上継続して派遣されている者(国立大学附属学校へ派遣されている者を除く)。
海外日本人学校派遣者：長期研修出張の扱いで文部科学省の委嘱により、在外の日本人学校又は補習授業校に派遣されている者。
学校に籍はあるが、例えば教育委員会事務局、教育研究所、公民館、理科センターに専ら勤務する者や国立大学附属学校へ派遣されている者をいいます。

文部科学省